

まだら本州太平洋北部系群 管理の課題に係る資源管理基本方針等での対応について

		令和7年3月行政間打合せで合意の得られた対応方針	資源管理基本方針等への記載等の対応
配分基準案	当初配分	福島県、茨城県については、東日本大震災前の年の漁獲量データを用いてTAC配分を算定する等、震災及び福島第一原子力発電所事故の影響に配慮した配分方法を引き続き検討する。	ステップ3に入るまでに左記の内容について引き続き検討を行う。
	留保枠の設定	- ステップ2での各管理区分へのTAC配分の試行においては、<u>留保枠を設けず管理を実施する。</u> - 留保枠設定に当たっては、数量配分を受けた都道府県・大臣管理区分の関係者合意に基づき追加配分できるように措置する。 ※ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを行う。	左記のとおり、ステップ2での管理結果を踏まえ、ステップ3以降の留保枠の設定について柔軟に見直しを検討する。
混獲の管理		<u>避けられない混獲により漁獲量が積み上がり直ちに操業全体を止めざるを得なくなる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ3の開始までに結論を得る。</u>	ステップ3以降、資源状況や漁獲シナリオ等を踏まえた上で、措置の是非について引き続き検討を行う。
TAC報告体制		漁業法第31条の漁獲量等の公表に伴う漁獲量等の早期報告として、<u>公表の基準(TAC総量を占める漁獲量の割合)や公表後の報告期限の適切な対応方法について、ステップ1での盛漁期の漁獲量の積み上がり状況を踏まえて議論し、ステップ2に入るまでに措置する。</u>	資源管理基本方針の別紙2に記載の漁獲量等の報告に係る期限については、他の資源の管理の取組(TACの85%に達した場合等)を参考とし、大臣管理区分及び知事管理区分それぞれにおいて、以下のとおり漁獲量等の報告の期限を早めることの試行を行う。 ✓ 大臣管理区分から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から3日以内 ✓ 都道府県知事から農林水産大臣への報告については、陸揚げした日から5日以内 ※他方、本資源は盛漁期に漁獲量が積み上がることを踏まえ、上記の数量に達する前においても、各管理区分は漁業実態に合わせて盛漁期における漁獲量の積み上がりを適時把握し、TAC超過しないよう管理するものとする。